

(裏)

添付書類 (添付したものに☑)

- 若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書 (妊孕性温存治療実施医療機関) (第2号様式) (写し可。ただし、交付要綱第5条第1号に該当する場合に限る。)
- 若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書 (原疾患治療実施機関) (第3号様式) (写し可。ただし、交付要綱第5条第2号に該当する場合に限る。)
- 住民票 (発行から3か月以内であり、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの。対象者が未成年である場合は、対象者のものに加え、申請者本人のもので申請者が法定代理人であること。(続柄) が分かるもの。) (写し可。)
- 親権者又は未成年後見人であることを証明する書類 (親権者又は未成年後見人が確認できる戸籍謄本等。ただし、補助対象者が未成年の場合に限る。)(写し可。ただし、交付要綱第5条第1項に該当する場合に限る。)
- 若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費補助金交付請求書 (第5号様式) 口座通帳の写し (名義人、講座番号、金融機関名、支店名のわかるページ)
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

◎注意事項

- ※ 補助金交付の可否は、文書で通知します。
- ※ 書類に不備がある場合、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。
- ※ 補助の対象は、妊孕性温存治療及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は、補助の対象外とします。
- ※ 本事業は、妊孕性温存治療に要する費用を申請に基づき補助するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療の内容について静岡県・伊東市が保証し、又は責任を負うものではありません。
- ※ 医療機関によっては、第2号様式及び第3号様式の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は、自己負担となり補助対象外となります。
- ※ 妊孕性温存治療開始日において、伊東市不妊等治療費助成金支給要綱 (平成22年伊東市告示第15号) に基づく支給又は他の地方公共団体が実施する類似の補助金交付を受けている場合は、補助対象外となります。
- ※ 本事業は、妊孕性温存治療に要する費用を申請に基づき伊東市が補助するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療の内容について伊東市が保証し、又は責任を負うものではありません。

◎個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、補助金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、静岡県や伊東市のがん対策の推進に必要な用途 (施策の立案や調査及び分析等) に活用することがあります。